

(裏面)

誓 約 事 項

このたびの申請を行うに当たり、次の事項を誓約します。
また、貴県が警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）でないこと。
- 2 暴力団を利する行為（暴力団の組織の維持及び拡大に資する等暴力団に有益な行為をいう。以下同じ。）を行わないこと。
- 3 法人等の場合は、役員等が暴力団関係者でないこと及び暴力団を利する行為を行わないこと。
- 4 使用許可を受けた行政財産を暴力団の事務所その他これに類するもの（その目的が公の秩序又は善良の風俗に反するものその他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供さないこと。

(注1) 法人等の場合は、役員等一覧（別記様式第6号の2）を添付してください。

(注2) 収集した個人情報については、行政財産の使用許可事務のために使用し、その他の目的のためには一切使用しません。

全部改正〔昭和60年規則19号〕、一部改正〔平成15年規則34号・23年規則27号〕

※注意事項

1. 電話での予約は、原則として使用予定日の2週間前までにしてください。
2. この使用許可申請書は、原則として使用する日の2週間前までに提出してください。
3. 利用時間の変更や利用の中止等、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに御連絡ください。
4. 使用許可後のキャンセルや変更等は出来ません。また、使用料納付の免除又は返金は出来ませんので御了承ください（但し、災害その他やむを得ない事情の場合はこの限りではありません）。